

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六一〇）の一部を次のように改正する。

様式第二十一号の表面を次のように改める。

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第 1 2 条第 1 項 第 1 4 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第 1 4 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その判決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

様式第 2 3 号（裏面）

（退職時の勤務公署又は事務所）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号俸 ）
（支払差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、
 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表
 する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その判決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

様式第 2 4 号 (裏面)

(退職時の勤務公署又は事務所)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号俸)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分 of 取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、
 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表
 する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その判決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

様式第 2 5 号（裏面）

（退職時の勤務公署又は事務所）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号俸 ）
（支払差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、
 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表
 する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その判決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

様式第 2 6 号（裏面）

（退職時の勤務公署又は事務所）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号俸）
（ 停職等処分 懲戒免職等処分 を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、
 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表
 する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、削除すること。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）印

職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その判決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

様式第 2 7 号（裏面）

（退職時の勤務公署又は事務所）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号俸 ）
（支払差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、
 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表
 する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その判決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

様式第 28 号（裏面）

(退職時の勤務公署又は事務所)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号俸)
(停職等処分 懲戒免職等処分 を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、
 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表
 する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、削除すること。

様式第二十九号の表面を次のように改める。

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（職員の退職手当に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

様式第二十九号の裏面中「、 $\Gamma\Theta$ 」を「 $\Gamma\Theta$ 」に改め、同様式の備考中「、 Γ 」を「 Γ 」に、「 $\Gamma\Theta$ 」を「 $\Gamma\Theta$ 」に改める。

様式第三十号の表面を次のように改める。

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第 1 5 条第 1 項
第 1 6 条第 1 項 の規定により、既に支払われた一般の退職
手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算し
て 3 か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを
知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することが
できる（なお、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日か
ら 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命
令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処
分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提
起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、そ
の裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）		円
（職員の退職手当に関する条例	第 1 5 条第 1 項 第 1 6 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

様式第三十号の裏面中「、この」を「、この」に改め、同様式の備考中「、」を「、」に、「昨を、」を「昨を、」に、「文字は、」を「文字は、」に改める。

様式第三十一号の表面中「、その」を「、その」に、「ため、」を「ため、」に、「この」を「、この」に、「の翌日から起算して」を「から」に、「下記」を「、下記」に、「あつては、」を「あつては、」に改める。

様式第三十二号の表面を次のように改める。

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

第 1 7 条第 1 項
職員の退職手当に関する条例 第 1 7 条第 2 項 の規定により、既に支払われた一般の退職
第 1 7 条第 3 項

手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）		円
（職員の退職手当に関する条例	第 1 7 条第 1 項 第 1 7 条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額） 第 1 7 条第 3 項	円

様式第三十二号の備考中「、」「を」、「に」「を」、「を」、「を」、「を」、「を」、「を」、「を」を「を」に改める。

様式第三十三号の表面を次のように改める。

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第 1 7 条第 4 項 の規定により、既に支払われた一般の退職
第 1 7 条第 5 項
手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算し
て 3 か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを
知つた日から 6 か月以内に を被告として（被告を代表する者は ）提起することが
できる（なお、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、この処分の日か
ら 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命
令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処
分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提
起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であつても、そ
の裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）			円
（職員の退職手当に関する条例	第 1 7 条第 4 項 第 1 7 条第 5 項	の規定により控除される失業者退職手当額）	円

様式第三十三号の備考中「、」「を」「に」「者を」「を」「者を」「に」「文字は」「を」「文字は」「に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。